

○松伏町生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱

平成10年3月30日

告示第19号

改正 平成17年2月28日告示第21号

平成18年3月9日告示第16号

平成19年3月28日告示第30号

令和3年3月26日告示第40号

令和3年12月20日告示第159号

注 平成19年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この告示は、生ごみ処理容器又は生ごみ処理機（以下「生ごみ処理容器等」という）を購入し、かつ、設置した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、ごみの減量促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理容器 微生物を使用して生ごみを発酵分解し、堆肥化することを目的として製造された物で町長が認めたものをいう。
- (2) 生ごみ処理機 生ごみを機械的に分解消滅させ、又は堆肥化させる目的で製造された物で町長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金は、次に掲げる要件を満たすものに対し交付する。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 設置した生ごみ処理容器等を常に良好に維持管理できる者
- (3) 町税等（松伏町税条例（昭和30年松伏領村条例第11号）に規定する町民税、固定資産税及び軽自動車税並びに松伏町国民健康保険税条例（昭和30年松伏領村条例第18号）に規定する国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

(平19告示30・令3告示40・一部改正)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、生ごみ処理容器等の購入費用（維持管理に要する消耗品等の費用を除く。）の2分の1に相当する額とし、生ごみ処理容器にあつては1基当たり3,000円を、生ごみ処理機にあつては1基当たり20,000円を限度とする。

2 補助金の交付対象となる生ごみ処理容器等の数は、生ごみ処理容器にあつては1世帯当たり2基、生ごみ処理機にあつては1世帯当たり1基とする。ただし、生ごみ処理容器等の購入後5年を経過し、かつ、故障等により使用不能となった場合は、この限りでない。

3 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は生ごみ処理容器等購入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 生ごみ処理容器等購入代金の領収書

(2) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、生ごみ処理容器等を購入した日から起算して60日以内又は3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(平19告示30・令3告示40・一部改正)

(交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の申請書の提出があつたときは、交付の可否を決定し、生ごみ処理容器等購入補助金交付決定（却下）通知（様式第2号）により通知する。

(令3告示40・一部改正)

(交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、補助金の請求をしようとするときは、生ごみ処理容器等購入補助金交付請求書（様式第3号）を、町長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 松伏町生ごみ処理容器購入補助金交付要綱（平成3年松伏町要綱第4号）は、廃止する。

#### 附 則（平成17年告示第21号）

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第8条及び様式第1号から第3号までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の松伏町生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱第4条第1項の規定は、この告示の施行日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成18年告示第16号）

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の松伏町生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱第4条第1項の規定は、この告示の施行日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成19年告示第30号）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の松伏町生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱第3条及び第5条の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和3年告示第40号）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の松伏町生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和3年告示第159号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の松伏町生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

生ごみ処理容器等購入補助金交付申請書

年 月 日

松伏町長 宛て

申請者 住所 松伏町  
氏名  
電話 ( )

生ごみ処理容器等購入補助金の交付を受けたいので、下記により申請します。

記

補助金交付申請額		円
		※購入金額の2分の1（100円未満切り捨て） 限度額 生ごみ処理容器 1基 3,000円 生ごみ処理機 1基 20,000円
購入機種等	種 別	生ごみ処理容器 ・ 生ごみ処理機
	メーカ	
	機 種 名	
	数 量	
	購 入 金 額	円
	購 入 年 月 日	年 月 日
	設 置 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	領収書・設置後の写真1枚	

なお、交付決定に際し、私の住民登録の状況及び町税等（町民税、固定資産税及び軽自動車税並びに国民健康保険税）の納付状況に関して、町が保有する公簿等で確認することについて、同意します。

氏名 \_\_\_\_\_

様式第2号(第6条関係)

第 号

様

年 月 日付けで申請のあった生ごみ処理容器等購入補助金については、下記のとおり通知します。

年 月 日

松伏町長

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 却下  
理由

様式第3号(第7条関係)

生ごみ処理容器等購入補助金交付請求書

請求金額 金 円

年 月 日付け 第 号で通知のあった生ごみ処理容器等購入補助金  
については、下記のとおり請求します。

年 月 日

松伏町長 宛て

補助対象者 住所 松伏町  
氏名

口座振込

\_\_\_\_\_銀行 \_\_\_\_\_支店  
\_\_\_\_\_農協 \_\_\_\_\_支店

口座番号(普・当) \_\_\_\_\_

ふりがな

口座名義人 \_\_\_\_\_

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(令 3 告示 4 0 ・全改、令 3 告示 1 5 9 ・一部改正)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

(令 3 告示 1 5 9 ・一部改正)